

農業振興地域名	旧金光	旧鴨方	旧寄島	浅口
地域指定年度	昭和 46(1971)年度	昭和 46(1971)年度	昭和 47(1972)年度	平成 23(2011)年度(統合)
計画策定年度	昭和 48(1973)年度	昭和 48(1973)年度	昭和 48(1973)年度	平成 23(2011)年度
計画見直し年度				令和 5(2023)年度

浅口農業振興地域整備計画書

令和 5 (2023) 年 6 月

岡山県 浅口市

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向.....	1
(1)	土地利用の方向.....	1
ア	土地利用の構想.....	1
イ	農用地区域の設定方針.....	5
(2)	農業上の土地利用の方向.....	6
ア	農用地等利用の方針.....	6
イ	用途区分の構想.....	7
ウ	特別な用途区分の構想.....	8
2	農用地利用計画.....	8
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2	農業生産基盤整備開発計画.....	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
4	他事業との関連.....	11
第 3	農用地等の保全計画	12
1	農用地等の保全の方向.....	12
2	農用地等保全整備計画.....	12
3	農用地等の保全のための活動.....	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向....	14
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	14
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第 5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向.....	18
2	農業近代化施設整備計画.....	19

3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	22
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	23
3	農業従事者就業促進施設.....	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	23
第8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標.....	24
2	生活環境施設整備計画.....	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	27
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	27
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
別記	農用地利用計画	29
(1)	農用地区域.....	29
ア	現況農用地等に係る農用地区域.....	29
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域.....	29
(2)	用途区分.....	29

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 位置

平成18年3月に浅口郡金光町、鴨方町及び寄島町の3町が合併し誕生した本市は、岡山県の西南部に位置し、北は小田郡矢掛町、東は倉敷市、西は浅口郡里庄町及び笠岡市に接し、南は瀬戸内海に面している。東西9.8km、南北13.3km、総面積66.46km²である。市の中心部から県内主要都市への距離は、岡山市へ35km、倉敷市へ20km、笠岡市へ10kmである。

(イ) 自然的条件

市の中央部を2級河川の里見川が東西に流れ、鴨方川、鳩岡川等の支流が合流し、これらの河川に沿って、帯状に小規模な平野を形成している。気候は全体的に温和な気候に恵まれ、年間平均気温15℃程度で、年間降水量は1,000mm前後、初霜は11月中旬で終霜は4月初旬である。南は瀬戸内海を経て四国山脈に、北は中国山地に遮られており、台風や季節風の影響を受けることも比較的少ないため、一年を通じて晴天の日が多く災害発生が少ない地域である。

(ウ) 土地利用の現況

総面積6,646haのうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた5,431haが農業振興地域に指定されている。そのうち、山林原野は39.9%を占め、農用地等は22.3%で中山間地域等の営農に不利な農地を中心に荒廃が進み、荒廃農地が増加している。宅地は、市全体に分散し集落を形成しているが、農家、一般住宅、商工業施設等が混在している。農地に対する他用途への転換需要は今後も増加傾向が続くと考えられる。

(エ) 土地利用の構想

本市の人口は、令和2年国勢調査によると32,772人で、昭和60年をピークに減少が続いており、この傾向は継続すると推測される。

産業別就業人口の割合は、令和2年国勢調査等によると第1次産業4.1%、第2次産業

32.5%、第3次産業63.4%で、県平均と比較すると第1次産業の割合はほぼ同じである。

しかし、特に農業は、農業従事者の高齢化や担い手の減少等、様々な要因により弱体化しているのが現状である。

こうした本市の人口動態や農業構造の変遷を鑑み、総合計画、都市計画、森林整備計画等との調整を図り、将来の土地利用もこれらの基本計画に基づいて、農業、商業、工業等に関する土地利用が一体的に結びつくよう配慮する。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を、農用地に定めるとともに、当該農地を良好な状態で維持、保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。

農業振興地域のうち農用地等として利用すべき土地では、生産基盤の整備と農地の高度利用を図るとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、営農の集団化及び法人化を進め、共同による生産性の向上を図る。

また、農業経営の安定、農畜産物流通の合理化、生産基盤の改善を図るため、農道やほ場整備等を推進するとともに、自然環境の保全と災害発生防止に配慮しながら、ため池や農業用排水施設の整備等を計画的に推進する。

以上のとおり、各種施策の積極的な推進により、優良な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を集中的に実施一方で、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全、確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る。

こうして優良な農地を確保していく中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、総合計画等に基づき、山陽自動車道や国道2号玉島笠岡道路等の広域交通網の特性を生かした工業団地整備や企業誘致を併せて推進する必要がある。

佐方地区は、浅口工業団地2期計画の検討が進められており、今後国道2号玉島笠岡道路の浅口金光インターチェンジ以西の整備によって、工業系の土地利用に加え、流通系の土地利用の需要がさらに高まると見込まれる。

地頭下地区、占見地区、占見新田地区は、浅口金光インターチェンジや国道2号等から山陽自動車道鴨方インターチェンジ間のアクセス道路としての利便性が向上することによって、工業・流通系の土地利用の需要がさらに高まると見込まれる。

このことから、浅口市都市計画マスタープラン(平成29年10月策定)や浅口広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に配慮しながら、周辺農地での営農に支障がないよう農用地との土地利用の調整を図る。

六条院東地区は、浅口工業団地2期計画の検討が進められており、六条院西地区は、今後国道2号玉島笠岡道路のインターチェンジの設置とそのアクセス道路(県道六条院東里庄線、

県道矢掛寄島線)の整備によって、工業・流通系の土地利用の需要が高まると見込まれるため、浅口市都市計画マスタープラン等に配慮しながら周辺農地での営農に支障がないよう農用地との土地利用の調整を図る。

寄島、柴木地区は、今後六条院西地区への国道2号玉島笠岡道路のインターチェンジの設置と県道矢掛寄島線のバイパスの整備によって、工業・流通系の土地利用の需要が高まることが見込まれるため、周辺農地での営農に支障がないよう農用地との土地利用の調整を図る。

市街地周辺の農地は、隣接する都市的土地利用との整合性と自然環境との調和を十分考慮し、周辺農地での営農活動に支障をきたさない範囲で非農業的土地利用と農業的土地利用との調整を図る。

[用途別土地利用の現況と目標]

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
現在 (令和2年)	1,206.8	22.2	3.3	0.1	2,168.2 (0.0)	39.9 (0.0)	—	—
目標 (令和7年)	987.0	18.2	2.5	0.1	2,380.6 (0.0)	43.8 (0.0)	—	—
目標 (令和12年)	985.5	18.1	2.5	0.1	2,374.5 (0.0)	43.7 (0.0)	—	—
増減	△221.3		△0.8		206.3		—	

区分 年次	工業用地		その他		計	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率
現在 (令和2年)	—	—	2,052.7	37.8	5,431.0	100
目標 (令和7年)	—	—	2,060.9	37.9	5,431.0	100
目標 (令和12年)	—	—	2,068.5	38.1	5,431.0	100
増減	—		15.8		0.0	

(注) 1. () 内は混牧林地面積である。

2. 現在値は、基礎調査結果による。目標値は、過去の趨勢を踏まえた推計値。

3. 増減値は、現在（令和2年）と目標（令和12年）を比較したもの。

4. 「住宅地」と「工業用地」は「その他」に含む。

5. 令和7年の目標値は、基礎調査の結果に基づき、法第10条第3項非該当及び法第10条第4項に該当する土地を「森林・原野」と「その他」に割り振りを行い算出した。

6. 令和12年の目標値は、平成28年から令和2年の実績値を基に、令和7年から令和12年の推計値による減少分を令和2年の目標値から差し引きして算出した。

7. 農業用施設用地は、変化がないと見込まれるため、令和7年の目標値を記載した。

その後はトレンド推計方式のうち以下の算式によって行った。

農用地、その他（直線式）。森林・原野（指数式）。

なお、農用地は面積が減少傾向にある平成30年、令和元年、令和2年の実績値を基に算出した。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の現況農用地 1206.8ha のうち、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号、第2号及び第5号に該当する農用地及び市の取り組む多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の対象地 464.9ha について農用地区域に設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（bの施行地に重複している）
- b 土地改良事業又はこれに準じる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 公用公共用施設等の整備に関する農用地
- (b) 集落区域内に介在する農用地
- (c) 山間谷間等で将来山林化すると認められる農用地
- (d) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本市にある土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市にある現況農業用施設用地 1.9ha について、農用地区域を設定する方針である。

位置	面積 (ha)
金光地域	1.1
鴨方地域	0.5
寄島地域	0.3
計	1.9

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

設定なし

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は、中南部の田畑地域、北部及び南部の山間畑地帯を有し、米、野菜、果樹、花き等の各種農産物が生産されている。

今後は、経営所得安定対策による農業経営の安定化に加えて、農地中間管理事業の活用による担い手への農地利用の集積・集約化を推進し、荒廃農地の発生防止に取り組むとともに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用による農業生産活動の維持継続を図り、農用地等の保全及び有効利用を促進する。

また、米及び本市の重点振興作目である大豆、果樹、野菜、花き、花木及び畜産を中心とした複合型の農業振興を図るとともに、レモン、トレビス、ズッキーニ等の新たな重点振興作目のブランド化を図り、適地適作を基本とした農用地等の利用を促進する。

[農用地利用計画]

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
金 光	148.2	148.2	0.0	—	—	—	—	—	—
鴨 方	254.5	254.5	0.0	—	—	—	—	—	—
寄 島	62.2	62.2	0.0	—	—	—	—	—	—
合 計	464.9	464.9	0.0	—	—	—	—	—	—

区分 地区名	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
金 光	1.1	1.1	0.0	149.3	149.3	0.0	—
鴨 方	0.5	0.5	0.0	255.0	255.0	0.0	—
寄 島	0.3	0.3	0.0	62.5	62.5	0.0	—
合 計	1.9	1.9	0.0	466.8	466.8	0.0	—

（注）混牧林地及び森林・原野等は、農用地区域内にない。

現況農地、農業用施設用地の面積は、GIS データより算出。

現況：令和 4 年(2022 年)、将来：令和 12 年(2030 年)

表の数値は表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 金光地域

農用地区域内の農用地等は149.3haで、そのうち田が141.5ha、畑が6.7haを占める。里見川流域に開けた平坦部の田は、比較的水利に恵まれ水稻を基幹作物としている。畑は主として丘陵斜面に散在的に分布し、もも、なし、花木等が栽培されている。

上竹地区は、谷筋や高台に田があり棚田が大半を占め、畑は山腹に散在し、土地利用の度合いは低い。

下竹地区は、基盤整備が行われておらず、田畑ともに不整形である。

八重地区は、田が中心で、農道、農業用排水施設の整備が進んでいる。

占見新田地区は、比較的広い農地が広がっているが、基盤整備は行われていない。

占見地区は、田畑ともに基盤整備が行われておらず不整形であり、農地の荒廃も進んでいる。

地頭下地区は、田の形状及び水利ともに比較的良好で、かつ平坦地であるが、荒廃が進んでいる農地も存在する。

佐方地区は、田は比較的広いが、畑は急傾斜地にあり生産性は低い。

須恵地区は、田畑のほとんどが山に囲まれており狭く、基盤整備は行われていない。

大谷地区は、古くから植木の生産が盛んで多くの農地で栽培されており、団地を形成している。田の大部分は棚田で、畑は急傾斜地にあり、基盤整備は行われていない。

今後、基盤整備がされていない地区については、基盤整備を行い、生産性の向上に努める。

(イ) 鴨方地域

農用地区域内の農用地等は255.0haで、そのうち田が198.6ha、畑が56.0haを占める。

鴨方地区は、田の面積は小さく、畑は緩傾斜地に散在し不整形である。

益坂地区及び地頭上地区は、大部分が棚田と山腹に散在する急傾斜の畑が多く、土地利用に制約がある。

本庄地区は、鴨方川沿いに開けた田と急傾斜地に散在する棚田と畑から形成されている。

小坂東地区は、山腹と阿部山に開墾された広い畑があり、特に阿部山の畑には鴨方地域の特産品である花き、花木が栽培されており団地化が進んでいる。

小坂西地区及び深田地区は、田は不整形で小さく、畑は山腹の急傾斜地に散在しているが、ももの栽培が盛んに行われている。

小坂東地区、小坂西地区及び深田地区では、現況用途による花き、花木、果樹の産地化を推進する。

六条院西地区及び鳩ヶ丘地区は、田は比較的広いが基盤整備が遅れており、ほ場は不整形である。

六条院中地区は、基盤整備が遅れており棚田が多く、畑も狭小である。

六条院東地区は、田は比較的広いが不整形で、畑は傾斜の大きい山腹にある。

今後は、他用途への開発が進む鴨方地区及び六条院中地区の幹線道路沿線の農地では、市街化に対応した営農形態の育成を図り、農用地の保全と確保に努める。

(ウ) 寄島地域

農用地区域内の農用地等は62.5haで、そのうち田が33.5ha、畑が28.7haを占める。

寄島地区は、田畑ともに基盤整備が行われておらず、狭小な田は棚田となっており、農地の荒廃が進んでいる。畑は傾斜の大きな山腹にあり、畑地かんがいにより用水を確保し、以前はみかんを多く生産していたが、現在は農地の荒廃が進んでいる。

柴木地区は、比較的農地の団地化が見られるが、田畑は狭く、基盤整備は行われていない。

今後は、農道整備等により機械化を図るとともに果樹類等の産地化を推進し、生産農家を増やすことで荒廃農地の活用を図る。

寄島地区の畑地かんがい農地では、新たな品目として栽培が始まっているレモンの産地化を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の田の大部分は、中部及び東部の平坦地にあつて、里見川の流域に団地を形成している。その他の田は、山間部に不整形区画として分布しており、一部基盤整備がされているが、ほとんどのほ場は未整備のままである。畑は、北部山間地帯に小団地として分散しており傾斜地が多く、南部の山間地帯の畑は、広い範囲で畑地かんがい事業により農業用水が確保されている。

本市においては、今後も農地の集団化、農業生産性の向上、農業経営の合理化等を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。ほ場整備、ため池、農業用排水施設等の生産基盤の整備を推進するとともに、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

(1) 金光地域

金光地域の中央平坦部にあたる地域（占見新田、占見、大谷地区等の一部）は、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域に定められている。

上竹地区及び下竹地区は、大部分が丘陵地帯であり、田畑とも小さく区画は不整形であり、ほ場整備等はされていない。今後は、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を行い、生産基盤の改善を図る。

八重地区は平地が多く、田が集団化しており、区画も比較的整っていることから引き続き、ほ場整備等による農地の高度利用を図る。占見新田地区は田が集団化しているが農道整備が十分に進んでおらず、畑は丘陵地帯に階段状である。今後は、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を進め、経営の合理化を図る。

占見地区は、農用地は分散し小規模であり、基盤整備がなされていないため生産性が低い。今後は、農道、農業用排水施設等の整備を実施し、農地の高度利用を図る。

地頭下地区は、田は集团的農地で形もほぼ整っているが、農道、農業用排水施設等の整備は十分ではない。今後は、これらの施設を整備し、農地の高度利用を図る。

佐方地区は、田畑ともに階段状で基盤整備が遅れており、須恵地区は、一部地域において排水が悪く湿田が多い。今後は、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を進め、生産基盤の改善を図る。畑については、果樹、花き等の産地化を図る。

大谷地区の田は、その大部分が棚田で、農道整備も遅れており、かつ湿田が多い。今後は、農道整備と併せて農業用排水施設等の整備を実施し、畑では地区の特産品である花木の一

層の産地化を図る。

（２）鴨方地域

鴨方地区は、田は小区画で湿田が多いため、農業用排水施設等の整備を行い一層の土地利用を推進する。

益坂地区及び地頭上地区は、大部分が棚田で湿田が多く、畑は階段状になっており生産性が低いため、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を行い、生産性の向上を図る。

本庄地区は、山腹に棚田が多くあり、不整形で農道整備も遅れているため、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を行い、土地利用の高度化を図る。

小坂東地区は、棚田が多く、基盤整備も遅れているため、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を行い、生産性の向上を図る。

小坂西地区及び深田地区は、棚田が多いものの、一部に団地化しているほ場も見られる。畑も階段状になっており生産性は低いため、ほ場及び農道等の整備を行い、ももの生産団地の振興に努める。

六条院西地区及び鳩ヶ丘地区は、田畑は比較的団地規模が大きい、不整形であり生産性が低いため、ほ場及び農道等の整備を行い、野菜の団地化を進める。

六条院中地区は、棚田が多く、六条院東地区は、比較的田の団地化が進んでいるものの両地区とも湿田が多い。畑は階段状に散在しており生産性が低い。

今後は、ほ場、農道及び農業用排水施設等の整備を行うことにより、生産性の向上を図る。

（３）寄島地域

寄島地区は、棚田が多く、畑は山間谷間の急傾斜地や山腹にあり、畑地かんがい事業により農業用水の確保はできているが、人口減少や高齢化による担い手不足等に伴い農地の荒廃が特に進んでいる。今後は、必要に応じてほ場及び農道等の整備を行うとともに、新規就農者の確保等による、レモンなど新たな作物の作付け等により、既存農地の有効活用を展開していく。また、老朽化した畑地かんがい施設については、ストックマネジメント事業により、戦略的に保全対策を講じ、生産性の向上や荒廃農地の発生防止と解消を図る。

柴木地区は、田の集団化は比較的進み、畑も畑地かんがい事業により整備されているが、階段状のほ場が多く生産性が低いため、今後の情勢を見きわめつつ、ほ場及び農道等の整備を行い、生産性の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

〔金光地域〕

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理 6.1ha	上竹	6.1 ha	1	
ほ場整備	区画整理 4.3ha	八重 占見新田	4.3 ha	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地は、農業従事者の高齢化、後継者不在による担い手不足、野生鳥獣による農作物被害等から荒廃農地が増加している。農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、いったん荒廃するとその復旧が非常に困難になる。将来にわたり安全、安心な食料を安定的に供給するとともに、農用地が持つ地域防災機能、水源かん養、自然環境の保全、美しい景観の形成等の多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄による農用地の荒廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で農用地を保全していくことが重要である。

本市では、荒廃農地が増加している状況に対応していくため、中山間地域等直接支払制度の活用及び担い手への農地利用の集積・集約化を推進することにより、荒廃農地の発生の防止と解消に努めるとともに、多面的機能支払制度等を活用し、地域住民を含めた多様な主体の参画による農地の保全、管理を図る。基盤整備が完了した農地は、引き続き優良農地として保全し、その他、必要に応じて地域の現状に即した基盤整備や農道整備等を進める。

災害発生の防止という点からも農地を有効な状態で保全するため、ため池や水路改修工事等を実施するとともに、ため池ハザードマップの作成等ソフト対策を進める。

2 農用地等保全整備計画

〔金光地域〕

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ため池整備	ため池改修 堤体工 L=1,120m	占見新田 八重	99 ha	1	桧池

〔寄島地域〕

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ため池整備	ため池改修 堤体工 L=180m	尾焼 片本	19 ha	2	尾焼大池

3 農用地等の保全のための活動

本市では農用地の荒廃を防止するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用を積極的に推進し、農業生産条件の不利な中山間地域の農用地を保全し、農用地の持つ多面的機能の増進を図り、集落協定を中心とした農地保全活動を進める。

また、荒廃農地の発生を未然に防ぐため、兼業農業従事者を含め、意欲的な農業者や組織等の担い手へ農地利用の集積・集約化を図る。荒廃農地となった農用地については、営農再開に向けて荒廃農地の再生及び利用のための支援活動を行い、農業上重要な地域を中心に荒廃農地の解消を目指す。

さらに、野生鳥獣被害防止を図るため、防護柵やわな等の設置補助の拡充や活用に向けた啓発を進め、捕獲駆除の拡大を図るとともに、イノシシ等のかくれ場にならないよう地区内で協力し合いながら荒廃農地の発生防止に努めるなど農用地の適正な保全に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造は、農畜産物の輸入拡大、価格の低迷、農業従事者の高齢化、後継者不在による担い手不足が深刻化し、農家人口は減少傾向にある。一方、産業総生産額が減少する中で、農家の収益力強化により農業生産額は横ばい傾向にある。

農家人口の減少や農業従事者の高齢化に伴って、農業後継者に継承されない農地や担い手に集積されない農地が近年増加しており、その一部は遊休化している。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりか、さらなる荒廃農地の増加にも繋がることが危惧されている。

このような農業構造の現状と動向を踏まえ、農業がやりがいのある職業として選択できるよう、他産業就業者と同等の労働時間及び所得を確保できる農業経営の確立を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲的な農業者や組織等の農業経営体を農業の中心的な担い手として育成する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保及び育成し、農業の持続性のある発展を目指す。

具体的な農業経営の指標は、優良な経営体の事例を踏まえ、農業を主業とし経営の発展を目指す農業者が、地域における他産業就業者の年間所得に相当する年間農業所得（一経営体あたり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間程度）の水準の実現を目指す。

[目標営農類型及び規模等]

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 経営	水稲	田 5 ha 田 5 ha 田 9 ha	水稲 5 ha 飼料米 5 ha 水稲作業受託 9 ha	1	—
	施設野菜	畑 20 a	イチゴ 20 a	1	—
	露地野菜	畑 120 a	トレビス 120 a	1	—
	果樹(もも) ＋水稲	畑 60 a 田 30 a	もも 60 a 水稲 30 a	1	—
	果樹(なし) ＋水稲	畑 1 ha 田 30 a	なし 1 ha 水稲 30 a	1	—
	植木＋水稲	畑 50 a 田 30 a	植木 50 a 水稲 30 a	1	
	花き＋水稲	畑 60 a 田 30 a	小菊 60 a 水稲 30 a	1	—
	花木専作	畑 2 ha	花木 (エニシダ・ ヤナギ類・ 黄金ヒバ・ その他)	1	—
	酪農専作	経産牛 50 頭 畑 5 ha 混播牧草 5 ha 田 3 ha	経産牛 50 頭 トウモロコシ 5 ha イタリアンライグ ラス 5 ha WCS 用稲 3 ha	1	—
	養鶏専作	養鶏 50,000 羽	採卵鶏 50,000 羽	1	—

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の有効利用を図るため、農業に意欲を持って効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の担い手に農地利用の集積・集約化を進め、農地利用の最適化に努めていく必要がある。

また、地域の農業を持続可能なものとするためには、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。

このため、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地集積の推進及び農業委員会等に関する法律により義務化された農地等の利用の最適化の推進に向けて、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携を深めながら、適正な農地利用を推進する。

また、これらを実現するため、集落や地域での徹底的な話し合いによる地域計画の策定を支援し、地域合意に基づく土地利用の見直しを推進する。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模の拡大については、認定農業者等の育成はもとより本市の農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行の特長を踏まえて、農業者自らの創造と工夫を基本に合意形成を図りながら、農業委員及び農地利用最適化推進委員の協力のもと、農地中間管理事業の活用や利用権設定等を進めることにより、農業経営の規模拡大を目指す。

農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進については、荒廃農地の発生防止及び解消のため、利用権設定を促進する。

市内の直売所で開催している朝市を活用するとともに、既に整備されているものの選果場を本市の農業用施設の拠点として、地域で生産された農産物の流通を促進する。

① 認定農業者等の育成対策

農業委員会、農業協同組合及び農業普及指導センター等と連携し、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織等を対象に経営診断を実施の上、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化及び経営改善方策の提示等を行う。

また、営農診断を実施の上、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体となって自らの地域の農業や将来の方向について、選択と判断を行えるよう誘導する。

② 農用地の集団化対策

兼業農家等の小規模農家や後継者不在の農家の理解を求め、農地中間管理事業の活用や

利用権設定により、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を図る。

③ 情報の収集、共有化

農用地の利用集積を推進するため、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター及び農地中間管理機構等と連携し、情報の収集と共有化を図り、新たな担い手の掘り起こしに努める。

④ 農作業の受委託の促進対策

農作業の効率化を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発及び農地利用の集積・集約化により、農地の有効活用等望ましい生産組織又は農家の育成に資するよう努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、これまでほ場、農業用排水施設、畑地かんがい施設及び果樹の集出荷施設等の整備やため池改修を実施し、農業生産の基盤整備を推進してきた。今後は施設の共同利用、新技術や大型機械の導入促進等を積極的に進め、効率的な施設運営体制の整備を図る。

なお、施設の更新等に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討するなど、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減にも配慮する。

① 米

農業従事者の減少に伴う労働力の低下に対応できる省力化の推進及び農業者が主体的に需給調整を行い、需要に応じた高品質な米づくりを目指し、穀物共同乾燥調製施設の再編や担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大を進める。

② 果樹

管理作業の省力化を図るため、進入道や園内道の設置等、園地の基盤整備を進めるとともに、既に整備されているものの選果場を有効に活用するなどにより、高品質な果樹の生産及び流通を促進する。

また、作業性が良い田への作付けを推進することで、経営所得安定対策の推進と併せて産地拡大を図る。

③ 花き、花木

高品質で付加価値の高い新品種や新品目などの花き、花木を年間安定供給できる産地体制を確立し、広域集荷場による出荷体制の整備等による産地間連携など、市場の大型化や情報化の進展及び多様化する消費者ニーズに即応できる産地体制を推進する。

④ 野菜

地域の特性を生かし、特産野菜を中心に振興を図り、特にトレビスは、既に整備された予冷库を有効に活用し、倉敷市や広島県福山市など消費地近郊に位置する本市の地理的条件を生かしながら、高速道路網を利用した広域への出荷を図る。

また、優良品種の導入、健苗育成、土づくり等による品質の向上と生産の安定化及び生産団地の大型化を背景に連続出荷ができるようにする。

2 農業近代化施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、非農業部門への就業や兼業化の進展等により新規就農者の大幅な増加は見込めず、本市の農業は厳しい状況に置かれている。

本市においては、新規就農者の確保のための農作業体験施設、就農支援施設及び農業情報に係る情報通信施設等については整備されておらず、本市の農業を発展させるためには、農業を担うべき者、とりわけ若い人たちにとって魅力のある農業の展開、活気に満ちた住みよい農村の構築が重要である。

今後は、農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、コミュニティ施設等の有効活用を進めていくとともに、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター及び農地中間管理機構等と連携して、情報提供やソフト事業により担い手の育成、確保に向けた環境づくりを進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

近年の本市の新規就農者は、U・I ターン者や非農家からの参加者が増加するなど様相が大きく変化している。このことから、支援の対象を農家後継ぎの他、他産業に従事経験のある中高年者や定年退職後就農する者も対象とし、兼業農業従事者を含め就農形態に応じた支援を行うものとする。

特に、今日の産業界等で副業を容認する社会的な動きなども見られる中、兼業農家の拡大へ向け、副業先として農業を選択できる環境づくりを進める等、広く担い手確保のための支援を行う。

具体的な活動としては、農業協同組合及び農業普及指導センター等の協力を得て、安定した経営を目指す農業者等に対して、営農診断、栽培技術の向上に向けた支援、営農改善方を提示することで、地域の農業者の農業意欲及び所得の向上を図るとともに、自らの地域の

農業や将来の方向について選択と判断を行えるよう誘導する。国や県等の助成制度の活用や他産業就業者並みの所得水準を達成するためには、生産基盤の確保を通じた規模拡大や生産コストの低減等に取り組む必要があることから、利用権設定や農地中間管理事業の活用により、担い手への農地利用の集積・集約化を図る。就農希望者に対する技術、農地、資金及び研修先等の情報提供や相談を円滑に行うため、農業普及指導センター及び農業協同組合等と連携し、基礎的な就農関係情報に係る相互の情報交換を図る。

農業生産の重要な担い手である女性農業者が活躍できる環境を整備し、市ホームページやSNS等を活用した積極的な地域農業への参加と協力を促進する。子ども達に、農作物の栽培、加工、調理の実践や講義を通じて地域農業、食の安心安全及び地産地消等の農や食の重要性を培う食農教育を積極的に行うことで、将来の担い手の確保に努める。地元生産者や農業協同組合と地元の学校や保育所との交流を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

産業構造の変化、経済情勢の変動等により農業を取り巻く状況が厳しくなり、農業以外への就業の割合が増加しており、本市では販売農家のうち農業外所得が主である第2種兼業農家が約59.7%（農林業センサス平成27年）を占め、農業以外の仕事に携わっている。約6割の農業従事者が農業以外の仕事に恒常的に勤務する状況となっている中で、本市の農業の持続性のある発展に必要な農業従事者を確保した上で、市内での安定した就業機会の確保と所得の向上を図るため、企業誘致の推進、地場産業の育成、中小企業の振興、定住促進等を積極的に進め、雇用と就業機会の拡大に努める。

[農業従事者の勤務形態別就業状況]

単位：人

区分	産業	市内		市外		合計	
		男性	女性	男性	女性	計	割合
恒常的勤務者	第1次産業	2	2	7	2	13	8.3%
	第2次産業	6	3	15	5	29	18.6%
	第3次産業	15	17	23	12	67	42.9%
	計	23	22	45	19	109	69.9%
自営兼業	第1次産業	2	3	0	0	5	3.2%
	第2次産業	5	0	0	0	5	3.2%
	第3次産業	5	3	3	0	11	7.1%
	計	12	6	3	0	21	13.5%
日雇・臨時雇 (出稼ぎを含む)	第1次産業	1	1	2	1	5	3.2%
	第2次産業	2	0	2	2	6	3.8%
	第3次産業	5	5	1	4	15	9.6%
	計	8	6	5	7	26	16.7%
合計		77 (49.4%)		79 (50.6%)		156	100.0%

- (注) 1. 「浅口農業振興地域整備計画の策定に関するアンケート調査（令和3年11月）」結果より（農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数についての設問。本アンケートによる結果として集計したものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。）
2. 第1次産業は、農業、畜産業を除いた数値。
3. 日雇・臨時雇には、出稼ぎを含む。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

担い手への農地利用の集積・集約化を促進する一方で、農用地等の保全と確保及びその有効利用を目指し、経営規模縮小農家や離農希望者に対し、安定的な就業機会と所得の確保を図るため、農業と商工業との調和に配慮しつつ産業振興を図る。

市内では、企業誘致に必要なまとまった土地が少ないため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画等により、秩序ある土地利用のもとで計画的に産業の振興を図り、兼業農業従事者の市内での安定的な就業を促進する。

また、農水産物を活用した直売や特産品開発、6次産業化、これらを生かした観光振興を推進し、多様な担い手がそれぞれの能力を発揮できる場の創出を図り、女性や高齢者を含めた兼業農業従事者の安定した就業機会の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年、本市では、農業従事者の減少が進んでおり、核家族化、農家と非農家の混住化が進む中、地域における連帯感が薄れ、生活共同体としての機能が低下してきている。このことから、農村生活の利便と環境の調和した住みよい地域づくりを推進し、農家や非農家を問わず自主的なコミュニティ活動を積極的に進め、農村環境の整備充実を図ることが重要である。

具体的には、コミュニティ活動を推進するとともに、防災、防犯、交通、保健、福祉、文化等の様々な面から地域の特性を生かしながら地域住民がいつまでも住み続けたいくなる快適で安心、安全な生活環境づくりを推進する。

(1) 安全性

ア 防災・防火

市民の防災意識の高揚と自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の育成や総合防災訓練の実施、ハザードマップの作成や周知等により、市民に分かりやすい情報提供や普及啓発を行うとともに、避難場所や避難経路の確保等、総合的かつ計画的な防災対策を実施する。

治水対策については、豪雨による浸水対策として河川の改修及びしゅん濇事業、海岸部における高潮対策として防潮施設の改修事業を行い、治山対策については、砂防事業や地すべり及び急傾斜地崩壊対策等を一体的に実施する。これらの施策を実施することで近年頻発する自然災害に対する防災機能の充実を図る。

防火対策については、消火栓や防火水そう等の消防水利の適切な管理や整備を進める。

イ 交通安全・防犯

地域、職場、学校等との連携のもと、住民参加型の交通安全活動を積極的に推進し、市民の交通安全意識の高揚を図る。

また、緊急度及び危険度の高い箇所から、歩道、横断歩道及びガードレール等の交通安全施設の整備を進める。

防犯対策では、犯罪のない安全な社会の実現のため、家庭、学校、警察署及び地域社会と連携し青少年健全育成等の啓発活動を行うとともに、子どもや高齢者が犯罪被害に遭いにくい安心で安全なまちづくりを進める。

消費者被害及び特殊詐欺等の被害については、消費生活、福祉、医療及び警察等の関

係機関が連携した見守りネットワークのもと、対象者への効果的な啓発や関係者間の緊密な情報連携、啓発活動リーダーの育成等により、高齢者等の被害を未然に防止する。

（２）保健性

ア 環境・ごみ処理

環境保全に取り組んでいくための指針となるよう、各環境分野の施策を整理した環境基本計画を新たに策定する。

市民等のごみ問題に対する意識の向上により、ごみの排出量は微減傾向にあるが、リサイクル率は横ばいの状況である。引き続き、市民、事業者、各種団体、行政が協力して、より一層のごみ減量化やリサイクルに取り組み、持続可能な社会を実現するため、ごみ処理施設の集約化を目指し、環境負荷低減を図る。

イ 保健衛生・医療

市民の健康維持や増進を図るため、健康診断、健康相談、健康教育等の各種健康づくり事業を推進し、生活習慣病の予防や改善、病気の早期発見、早期治療を重点にした対策を進める。

また、市内外の医療機関と連携し、地域医療の確立と救急医療体制の機能強化を図る。

ウ 社会福祉

高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の自立を支援し、要支援、要介護状態になることを予防する体制として、地域包括支援センターの機能充実に努める。

また、支援を必要とする高齢者、障害者、子どもなど、すべての市民が家庭や地域において、その人らしい自立した生活ができるよう、地域全体で支援する体制づくり、地域づくりを推進する。

エ 上下水道

安全で良質な水の供給のため、水資源の確保に努めるとともに、渇水や災害等の非常時における適切な対応ができるよう、老朽化した水道施設の更新や耐震化等の整備に取り組み、安定的な水の供給確保を推進する。

下水道については、金光、鴨方、寄島の３つの処理区からなり、処理区ごとに終末処理場を整備し汚水を処理している。今後は、人口減少を見据え、地域住民の意向等を考慮して浅口市公共下水道全体計画の変更を実施し、経済的かつ効率的に整備を進める。下水道事業計画認可区域外の区域では補助制度を活用し、合併処理浄化槽設置整備事業を進めている。今後も生活排水対策の啓発や指導を続けながら、環境問題に関する住民

意識の高揚を図り、計画的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを進める。

（３）利便性

ア 交通

本市は、山陽自動車道や国道２号など、東西に延びる高速道路や基幹となる道路が整備されている。これらの道路へのアクセス道路や市内地域間を結ぶ幹線道路の整備充実を図る。

鉄道やバス等の公共交通機関は、通勤や通学をはじめとする日常生活にとって、ことに高齢者や身体障害者等の運転免許を持たない又は移動手段を持たない者にとって欠くことのできない移動手段となっている。バス路線の維持や運行本数の確保等を図りつつ、生活様式の変化や高齢化の進展等、社会情勢や土地利用の変化、道路網の整備状況等を踏まえた最適な交通サービスを構築するよう努める。

イ 情報化

インターネットやＣＡＴＶ等の情報基盤は、日常生活に必要なライフラインとなっており、本市においてもインターネット利用者は増加している。行政のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）により市民の利便性を向上させるため、ＩＴ人材の確保、デジタル行政への転換に向けた意識改革や体制整備等を図る。

（４）快適性

本市の集会施設、公園、広場については、全市的に整備され、各地区のコミュニティ活動が維持されているが、現在、少子高齢化や新型コロナウイルス等の影響による地域活動の縮小に加え、施設の老朽化が課題となっている。

地域の活性化や社会教育活動を推進するため、福祉、公園、コミュニティ、社会教育施設等の適切な維持管理を計画的に進めながら、安全快適な生活環境の向上を図る。

（５）文化性

本市には、数多くの歴史的文化遺産が所在しており、これらを活用した体験や学習の充実を図りながら広く情報発信し、これらの歴史的文化遺産を後世へ継承していく。

また、浅口市文化連盟を中心にして多くの市民が文化活動へ参加できる機会を充実させ、これまで取り組んできた文化芸術活動を継続及び発展させ次世代へ継承する。

昨今の情報化及び国際化の進展に伴い、自治体における国際化施策は欠かすことのできないものとなっている。これまで行ってきたオーストラリアのティーツリーガリー市と中華人民共和国の高安市の２つの市との友好交流を核に、地域の国際化の推進を図る。

また、グローバルな視点を持ち、将来世界へ羽ばたく人材を育成するため、保育所、幼稚

園、認定こども園、小学校及び中学校において、英語教育及び国際理解教育並びにそれらに準じる保育を積極的に推進する。

本市では、市民の誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに取り組めるまちづくりを目指している。スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3つの基本的視点から捉え、スポーツを通じ健康で文化的な生活が送れる環境づくりの推進を図る。

2 生活環境施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

松くい虫の被害で荒廃した森林については、治山事業や造林事業を実施し、林地災害の防止や被害跡地の復旧に努める。降水量の少ない気象条件により、林野火災が発生しやすい地域であるため、笠岡地区消防組合及び倉敷市消防局並びに消防団等の関係機関と連携し、防火意識の啓発を図る。

ナラ枯れ被害については、本市では発生していないが、県内の状況を注視していく必要がある。

自然環境や景観の優れた森林の総合利用の推進に当たっては、住民が自然にふれあうことのできる憩い及びレクリエーションの場づくりとして、藤波池キャンプ場をはじめとする遙照山周辺林等の不良木の除去、下刈りや植栽等を実施し、キャンプやトレッキング等を通じて自然とふれあうことができるよう、森林の持つ保健的機能を最大限に活用していく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第 9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

次表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であつて、令和5年1月1日現在、その現況が農用地等であるもののうち、同表の「農用地区域に含める現況農用地等の土地」欄に掲げる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

次表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であつて、令和5年1月1日現在、その現況が森林及び原野等であるもののうち、同表の「農用地区域に含める現況森林、原野等の土地」欄に掲げる土地を農用地区域とする。

(2) 用途区分

別添のとおり